



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年7月31日金曜日 第2694号

◇ 目 次 ◇ 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則.....	(人事課) ... 744
愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....	(税務課) ... 745

告 示

指定自立支援医療機関の指定.....	(障害福祉課) ... 748
保安林の指定（2件）.....	(森林整備課) ... 748
同意の成立（漁獲共済）.....	(漁政課) ... 749
土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防課) ... 749
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ... 751
土砂災害警戒区域の指定.....	(") ... 758
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ... 758
指定居宅サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ... 760
指定介護予防サービス事業者の指定（2件）.....	(") ... 760
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ... 760
指定居宅介護支援事業の廃止.....	(") ... 761
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ... 761
道路の区域変更（県道石畳中山線）.....	(南予地方局大洲土木事務所) ... 761
道路の供用開始（ " ）.....	(") ... 761
道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....	(") ... 762

訓 令

副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令.....	(人事課) ... 762
-------------------------------	---------------

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ... 762
土地（埋立地）の売払い.....	(港湾海岸課) ... 762

教育委員会告示

教育委員長印の廃止.....	(教育総務課) ... 763
----------------	-----------------

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	(警察本部交通企画課) ... 764
--------------------------	---------------------

公営企業管理規程

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程.....	(公営企業管理局総務課) ... 764
---	----------------------

規 則

○愛媛県規則第37号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中村時広

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成24年愛媛県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 上甲俊史	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 上甲俊史

第 2 順 位 副 知 事 仙 波 隆 三

第 2 順 位 副 知 事 長 谷 川 淳 二

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



○愛媛県規則第38号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第10号様式 1 を次のように改める。

第10号様式（第1条関係）

1 （通知書兼不足税額等納額告知書）県民税（法人分）、事業税（法人分）、地方法人特別税に係る分
（表）

通知書兼不足税額等納額告知書

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
法定申告 納期限	年 月 日	延長申告 納期限 年 月 日
申告 年月日	年 月 日確定・ 年 月 日修正	
法人税処 理年月日	年 月 日	更正 決定 修正 確定

所在地
様
平成 年 月 日
愛媛県 地方局長印

事業税、県民税及び地方法人特別税について課税標準額等を次のとおり更正・決定しましたから通知します。

不足税額及び加算金額に延滞金を加算して納付してください。なお、事業税及び地方法人特別税に係る延滞金の計算については、事業税及び地方法人特別税の合算額によって行ってください。また、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、当該不足税額に年14.6パーセントの割合（法定納期限の翌日から当該不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合）で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は金額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

注意1 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年ごとにそれぞれ当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合として計算してください。

2 平成26年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては年7.3パーセントの割合と当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合として計算してください。

		法人の事業税・地方法人特別税			
		区 分	課税標準額	税 率	税 額
更正 の 事 業 税 決 定 (A)	法人 の 事 業 税	所得割	年 万円以下		/100
			年 万円超 万円以下		/100
			年 万円超		/100
			計		
		①	軽減税率不適用法人の金額		/100
		付加価値割	②		/100
		資本割	③		/100
		収入割	④		/100
		合計事業税額	①+②+③+④	⑤	
		仮装経理に基づく事業税額の控除額	⑥		
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	⑦			
	差 引	⑤-⑥-⑦	⑧		
	地方法人特別税	所得割に係る地方法人特別税額	⑨		/100
収入割に係る地方法人特別税額		⑩		/100	
合計地方法人特別税額		⑨+⑩	⑪		
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額		⑫			
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額		⑬			
差 引		⑪-⑫-⑬	⑭		
既に納付の確定している額（B）		法人の事業税		⑮	
		地方法人特別税		⑯	
差 引 過 不 足 額 (A) (B)	法人 の 事 業 税	所得割	年 万円以下		/100
			年 万円超 万円以下		/100
			年 万円超		/100
			計		
		⑰	軽減税率不適用法人の金額		/100
		付加価値割	⑱		/100
		資本割	⑲		/100
		収入割	⑳		/100
		合計事業税額	⑰+⑱+⑲+⑳	㉑	
		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉒		
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉓			
	差 引	㉑-㉒-㉓	㉔		
	地方法人特別税	所得割に係る地方法人特別税額	㉕		/100
収入割に係る地方法人特別税額		㉖		/100	
合計地方法人特別税額		㉕+㉖	㉗		
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額		㉘			
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	㉙				
差 引	㉗-㉘-㉙	㉚			

		法人の県民税			
		区 分	更正・決定（C）	既に納付の確定している額（D）	
法 人 の 税 割 均 等 割	法 人 の 税 割	課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額⑳			
		税 率	㉑		
		法人税割額 ㉒×㉑	㉓		
		外国の法人税等の額の控 除額	㉔		
		仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	㉕		
		利子割額の控除額	㉖		
		租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	㉗		
		既連付請求利子割額が過 大である場合の納付額㉘	㉙		
		差引法人税割額	㉑	㉒	
		㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘	㉚	㉛	
	均等割	㉜	㉝		
	差引過不足額（C）－（D）		この更正・決定により納 付すべき税額等の合計額		
	納付すべき法人税割額		㉑-㉒	㉚	
納付すべき均等割額		㉜-㉝	㉛	㉚+㉛	
法人の県民税の納付すべき税額		㉚			
		㉚+㉛			
指 定 納 期 限		年 月 日			

法人の事業税・地方法人特別税			
区分	算定の基礎となる税額	率	金 額
過少申告 加算金	うち加重対象税額	/100	㉞
		/100	
不申告加算金		/100	㉟
重加算金		/100	㊱
法人の事業税・地方法人特別税の納付すべき税額等			㉚+㉛+㉞+㉟+㊱
			㉚

摘要	平成 年 月 日 更正の請求による。 第 号 知事の通知による。
整理番号	

重加算金対象所得	-----円
上記に係る法人の事業税額	-----円
上記に係る地方法人特別税額	-----円

(裏)

納 付 の 場 所
<ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関 ・指定代理金融機関 ・収納代理金融機関 ・県が収納の事務を委託した者 ・地方局
注 意
<p>1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

備考1 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
第10号様式（第1条関係）					第10号様式（第1条関係）				
1・2 省略					1・2 省略				
3 （通知書兼不足税額等納額告知書）県たばこ税に係る分					3 （通知書兼不足税額等納額告知書）県たばこ税に係る分				
省略					省略				
課税標準数量（売渡し又は消費等の合計本数）			本	本	課税標準数量		旧3級品紙巻たばこ 以外の紙巻たばこ等	本	本
税 率			1,000本につき 円		課税標準数量		旧3級品紙巻たばこ		
税 率			1,000本につき 円		税 率		旧3級品紙巻たばこ 以外の紙巻たばこ等	1,000本につき 円	
税 率			1,000本につき 円		税 率		旧3級品紙巻たばこ	1,000本につき 円	
省略					省略				
備考 省略					備考 省略				
4～7 省略					4～7 省略				

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年8月3日から施行する。ただし、第10号様式3の改正規定及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に交付している改正前の愛媛県税賦課徴収条例施行規則第10号様式1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書は、改正後の愛媛県税賦課徴収条例施行規則（以下「新規則」という。）第10号様式1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書とみなす。

3 新規則第10号様式3の規定は、平成31年4月1日以後に課すべき県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第978号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
平野ごう薬局	今治市郷新屋敷町3丁目1-42	株式会社平野	薬局（育成医療・更生医療）	平成27年7月1日
チェリー薬局 本郷店	新居浜市本郷3丁目5番34号	有限会社 チェリー薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成27年7月1日
フロンティア薬局 本郷店	新居浜市本郷3丁目5-31	株式会社フロンティア	薬局（育成医療・更生医療）	平成27年7月1日

○愛媛県告示第979号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

西条市丸野字クルス5131、5158、5159の1、5243、5245から5247まで、字新道ノ上5154、字クルス川5156、5157、字小ヒラ5250、5251、5253から5256まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字クルス5131・5159の1・5243・5246・5247・字新道ノ上
 5154・字小ヒラ5253から5255まで（以上9筆について次の図
 に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以
 上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
 書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第980号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、
 次のように保安林を指定する。
 平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
 西条市下島山字湯船甲2616の1から甲2616の3まで、甲2618、
 甲2619、字湯船谷乙58の3
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字湯船甲2616の1から甲2616の3まで・甲2618・甲2619・
 字湯船谷乙58の3（以上6筆について次の図に示す部分に限
 る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以
 上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
 書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第981号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法
 （昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合する
 と認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4
 項の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
久良区域（久良漁業協同 組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第982号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法
 律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとお
 り土砂災害警戒区域を指定する。
 平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類
黒岩谷 川 202 - 1004 - 2	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流
元瀬川 202 - 1005 - 1	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流
登畑谷 川 202 - 1019	今治市 登畑 (次の 図のと おり)	土石流
砂場北 谷川 202 - 1049	今治市 砂場町 2丁目 (次の 図のと おり)	土石流
小部 ⁽¹⁾ 343 - 1177	今治市 波方町 小部 (次の 図のと おり)	土石流
馬刀瀧 343 - 1178	今治市 波方町 馬刀瀧 (次の 図のと おり)	土石流
岡 ⁽¹⁾ 343 - 1179	今治市 波方町 岡 (次の 図のと おり)	土石流
小部 ⁽²⁾ 343 - 1181	今治市 波方町 小部 (次の 図のと おり)	土石流
岡 ⁽²⁾ 343 - 1185 - 2	今治市 波方町 岡 (次の 図のと おり)	土石流
馬刀北 川 343 - 1186	今治市 波方町 馬刀瀧 (次の 図のと おり)	土石流
森上 343 - 1187	今治市 波方町 森上 (次の 図のと おり)	土石流
西浦 ⁽²⁾ 343 - 1189	今治市 波方町 西浦 (次の 図のと おり)	土石流

芳谷川 343 - 1192 - 1	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	片上川 343 - 1232 - 1	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流
波方(2) 343 - 1195	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	多々良 川 343 - 1235 - 2	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流
波方(3) 343 - 1198	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	中西谷 川 345 - 1256	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流
郷(1) 343 - 1201	今治市 波方町 郷 (次の 図のと おり)	土石流	講内川 345 - 1260	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	土石流
大浦 343 - 1205	今治市 波方町 大浦 (次の 図のと おり)	土石流	菊出川 345 - 1266	今治市 菊間町 川上 (次の 図のと おり)	土石流
樋口(1) 343 - 1208	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	泊北谷 川 346 - 1278 - 2	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流
養老(1) 343 - 1211	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 4	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流
養老(2) 343 - 1212	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	奥ノ谷 川 346 - 1299	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	土石流
養老川 343 - 1223	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	上川谷 川 346 - 1301	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	土石流
養老(1) 343 - 1224	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	コクボ 川 346 - 1304 - 1	今治市 吉海町 棕名 (次の 図のと おり)	土石流
荒屋敷 川 343 - 1225 - 1	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	コクボ 川 346 - 1304 - 2	今治市 吉海町 棕名 (次の 図のと おり)	土石流
荒屋敷 川 343 - 1225 - 2	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	西ノ谷 川 346 - 1315	今治市 吉海町 名駒 (次の 図のと おり)	土石流
樋口(3) 343 - 1228	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	東中川 347 - 1333	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流
片上西 川 343 - 1231 - 3	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	尾形川 347 - 1338	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流

久米川 347 - 1353	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流
立石川 347 - 1360 - 2	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流
北奥川 354 - 1497	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	土石流
明治西 川 354 - 1509	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	土石流
安神川 354 - 1510	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	土石流
捨入通 川 354 - 1512	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	土石流
台添川 東川 354 - 1515	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	土石流
野々江 上林川 354 - 1529	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流
口総奥 川 354 - 1535	今治市 大三島 町口総 (次の 図のと おり)	土石流
西浦戸 川 354 - 1541 - 2	今治市 大三島 町浦戸 (次の 図のと おり)	土石流
東白瀧 川 355 - 1552	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	土石流
郷内川 355 - 1553	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	土石流
向川 355 - 1556 - 1	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	土石流
向川 355 - 1556 - 2	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	土石流

南向川 355 - 1557	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	土石流
東城ノ 谷川 355 - 1560	今治市 関前岡 村 (次の 図のと おり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、
今治土木事務所及び今治市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第983号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法
律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に
基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を
指定する。

平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
砂場	202 - I - 21 1(1)	急傾斜地 の崩壊	砂場	202 - I - 21 1(1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
近見 D	202 - I - 22 2(1)	急傾斜地 の崩壊	近見 D	202 - I - 22 2(1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
石井 A	202 - I - 22 3(1)	急傾斜地 の崩壊	石井 A	202 - I - 22 3(1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
桜井	202 - I - 25 52(1)	急傾斜地 の崩壊	桜井	202 - I - 25 52(1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
巨	202 - I - 26 60(1)	急傾斜地 の崩壊	巨	202 - I - 26 60(1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
宮崎 A	343 - I - 33 6(1)	急傾斜地 の崩壊	宮崎 A	343 - I - 33 6(1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
港北 B	343 - I - 34 4(1)	急傾斜地 の崩壊	港北 B	343 - I - 34 4(1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
岩谷 D	345 - I - 38 5(1)	急傾斜地 の崩壊	岩谷 D	345 - I - 38 5(1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

池原 345 - I - 40 4(1)	今治市 菊間町 池原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	池原 345 - I - 40 4(1)	今治市 菊間町 池原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	志津見 346 - I - 21 (2)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	志津見 346 - I - 21 (2)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
歌仙 345 - I - 40 5(1)	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	歌仙 345 - I - 40 5(1)	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	名駒 346 - I - 23 (2)	今治市 吉海町 名駒 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	名駒 346 - I - 23 (2)	今治市 吉海町 名駒 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
吉田 345 - I - 41 7(1)	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	吉田 345 - I - 41 7(1)	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	伊倉 354 - I - 57 1(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	伊倉 354 - I - 57 1(1)	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
仁江 346 - I - 42 0(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	仁江 346 - I - 42 0(1)	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	黒岩谷 川 202 - 1004 - 1	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流	黒岩谷 川 202 - 1004 - 1	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南浦 346 - I - 42 1(1)	今治市 吉海町 南浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	南浦 346 - I - 42 1(1)	今治市 吉海町 南浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	黒岩谷 川 202 - 1004 - 3	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流	黒岩谷 川 202 - 1004 - 3	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下田水 346 - I - 42 2(1)	今治市 吉海町 臥間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下田水 346 - I - 42 2(1)	今治市 吉海町 臥間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	黒岩谷 川 202 - 1004 - 4	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流	黒岩谷 川 202 - 1004 - 4	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
棕名A 346 - I - 42 4(1)	今治市 吉海町 棕名 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	棕名A 346 - I - 42 4(1)	今治市 吉海町 棕名 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	元瀬川 202 - 1005 - 2	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流	元瀬川 202 - 1005 - 2	今治市 孫兵衛 作 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
津島 346 - I - 42 6(1)	今治市 吉海町 津島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	津島 346 - I - 42 6(1)	今治市 吉海町 津島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	上の谷 川 202 - 1007	今治市 長沢 (次の 図のと おり)	土石流	上の谷 川 202 - 1007	今治市 長沢 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
津倉 346 - I - 42 7(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	津倉 346 - I - 42 7(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	湯ノ谷 川 202 - 1009	今治市 長沢 (次の 図のと おり)	土石流	湯ノ谷 川 202 - 1009	今治市 長沢 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
本庄A 346 - I - 42 8(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	本庄A 346 - I - 42 8(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	岡ノ谷 川 202 - 1010 - 1	今治市 長沢 (次の 図のと おり)	土石流	岡ノ谷 川 202 - 1010 - 1	今治市 長沢 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
本庄B 346 - I - 42 9(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	本庄B 346 - I - 42 9(1)	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	岡ノ谷 川 202 - 1010 - 2	今治市 長沢 (次の 図のと おり)	土石流	岡ノ谷 川 202 - 1010 - 2	今治市 長沢 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
泊C 346 - I - 43 3(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	泊C 346 - I - 43 3(1)	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	二ノ谷 川 202 - 1014	今治市 桜井 (次の 図のと おり)	土石流	二ノ谷 川 202 - 1014	今治市 桜井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
田浦B 346 - I - 43 5(1)	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田浦B 346 - I - 43 5(1)	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	旦蓮谷 川 202 - 1016	今治市 旦 (次の 図のと おり)	土石流	旦蓮谷 川 202 - 1016	今治市 旦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
田浦C 346 - I - 43 6(1)	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田浦C 346 - I - 43 6(1)	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	八ヶ谷 川 202 - 1018	今治市 旦 (次の 図のと おり)	土石流	八ヶ谷 川 202 - 1018	今治市 旦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
							円久寺 谷川 202 - 1020	今治市 宮ヶ崎 (次の 図のと おり)	土石流	円久寺 谷川 202 - 1020	今治市 宮ヶ崎 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

上城川 202 - 1021 - 1	今治市 宮ヶ崎 (次の 図のと おり)	土石流	上城川 202 - 1021 - 1	今治市 宮ヶ崎 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上城川 202 - 1021 - 2	今治市 宮ヶ崎 (次の 図のと おり)	土石流	上城川 202 - 1021 - 2	今治市 宮ヶ崎 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上城川 202 - 1021 - 3	今治市 宮ヶ崎 (次の 図のと おり)	土石流	上城川 202 - 1021 - 3	今治市 宮ヶ崎 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
河原川 202 - 1037	今治市 石井町 5丁目 (次の 図のと おり)	土石流	河原川 202 - 1037	今治市 石井町 5丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
文箱下 川 202 - 1039	今治市 石井町 5丁目 (次の 図のと おり)	土石流	文箱下 川 202 - 1039	今治市 石井町 5丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
坊主谷 川 202 - 1040	今治市 近見町 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	坊主谷 川 202 - 1040	今治市 近見町 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
清水川 202 - 1041	今治市 近見町 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	清水川 202 - 1041	今治市 近見町 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
清水川 上川 202 - 1042	今治市 近見町 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	清水川 上川 202 - 1042	今治市 近見町 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
八幡谷 川 202 - 1048	今治市 大浜町 2丁目 (次の 図のと おり)	土石流	八幡谷 川 202 - 1048	今治市 大浜町 2丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宮崎川 343 - 1174	今治市 波方町 宮崎 (次の 図のと おり)	土石流	宮崎川 343 - 1174	今治市 波方町 宮崎 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
高浜川 343 - 1175	今治市 波方町 宮崎 (次の 図のと おり)	土石流	高浜川 343 - 1175	今治市 波方町 宮崎 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宮崎 343 - 1176	今治市 波方町 宮崎 (次の 図のと おり)	土石流	宮崎 343 - 1176	今治市 波方町 宮崎 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小部南 川 343 - 1180	今治市 波方町 小部 (次の 図のと おり)	土石流	小部南 川 343 - 1180	今治市 波方町 小部 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
沢川 343 - 1182	今治市 波方町 小部 (次の 図のと おり)	土石流	沢川 343 - 1182	今治市 波方町 小部 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
天王川 343 - 1183	今治市 波方町 小部 (次の 図のと おり)	土石流	天王川 343 - 1183	今治市 波方町 小部 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

岡(2) 343 - 1185 - 1	今治市 波方町 岡 (次の 図のと おり)	土石流	岡(2) 343 - 1185 - 1	今治市 波方町 岡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西浦(1) 343 - 1188	今治市 波方町 西浦 (次の 図のと おり)	土石流	西浦(1) 343 - 1188	今治市 波方町 西浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西浦(3) 343 - 1190	今治市 波方町 西浦 (次の 図のと おり)	土石流	西浦(3) 343 - 1190	今治市 波方町 西浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
芳谷川 343 - 1192 - 2	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	芳谷川 343 - 1192 - 2	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
芳谷川 343 - 1192 - 3	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	芳谷川 343 - 1192 - 3	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥川 343 - 1193	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	奥川 343 - 1193	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
波方(1) 343 - 1194	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	波方(1) 343 - 1194	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小池谷 川 343 - 1197	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	小池谷 川 343 - 1197	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
波方(4) 343 - 1199	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	波方(4) 343 - 1199	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
波方(5) 343 - 1200	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	波方(5) 343 - 1200	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
波方(6) 343 - 1202	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	波方(6) 343 - 1202	今治市 波方町 波方 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
郷(2) 343 - 1206	今治市 波方町 郷 (次の 図のと おり)	土石流	郷(2) 343 - 1206	今治市 波方町 郷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東昭寺 川 343 - 1209	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	東昭寺 川 343 - 1209	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
養老(3) 343 - 1213	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老(3) 343 - 1213	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

養老(4) 343 - 1214	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老(4) 343 - 1214	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	片上西 川 343 - 1231 - 2	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	片上西 川 343 - 1231 - 2	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
養老(5) 343 - 1215	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老(5) 343 - 1215	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	片上西 川 343 - 1231 - 4	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	片上西 川 343 - 1231 - 4	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
養老(6) 343 - 1216	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老(6) 343 - 1216	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	片上川 343 - 1232 - 2	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	片上川 343 - 1232 - 2	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
養老(7) 343 - 1217	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老(7) 343 - 1217	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	片上川 343 - 1232 - 3	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	片上川 343 - 1232 - 3	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
養老(8) 343 - 1218	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老(8) 343 - 1218	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	多々良 上川 343 - 1234	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	多々良 上川 343 - 1234	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
養老北 川 343 - 1219	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老北 川 343 - 1219	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	多々良 川 343 - 1235 - 1	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	多々良 川 343 - 1235 - 1	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
養老(9) 343 - 1220 - 1	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老(9) 343 - 1220 - 1	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	小倉川 345 - 1253	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	土石流	小倉川 345 - 1253	今治市 菊間町 佐方 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
養老(9) 343 - 1220 - 2	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老(9) 343 - 1220 - 2	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	美ノ谷 川 345 - 1255	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	美ノ谷 川 345 - 1255	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
養老(10) 343 - 1221	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	養老(10) 343 - 1221	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西中西 谷川 345 - 1257	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	西中西 谷川 345 - 1257	今治市 菊間町 種 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
塚の谷 川 343 - 1222 - 1	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	塚の谷 川 343 - 1222 - 1	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	半田川 345 - 1259	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	土石流	半田川 345 - 1259	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
塚の谷 川 343 - 1222 - 2	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	塚の谷 川 343 - 1222 - 2	今治市 波方町 養老 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	歌仙滝 川 345 - 1261	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	土石流	歌仙滝 川 345 - 1261	今治市 菊間町 松尾 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
樋口(2) 343 - 1226	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	樋口(2) 343 - 1226	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大畑川 345 - 1262	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	大畑川 345 - 1262	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
沢川 343 - 1227	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	沢川 343 - 1227	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大畑川 下川 345 - 1263	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	大畑川 下川 345 - 1263	今治市 菊間町 河之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
片上西 川 343 - 1231 - 1	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	片上西 川 343 - 1231 - 1	今治市 波方町 樋口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大上川 345 - 1265	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	大上川 345 - 1265	今治市 菊間町 中川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

後山川 345 - 1267	今治市 菊間町 川上 (次の 図のと おり)	土石流	後山川 345 - 1267	今治市 菊間町 川上 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	北谷川 346 - 1290 - 1	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 1	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥谷川 345 - 1268	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	奥谷川 345 - 1268	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	北谷川 346 - 1290 - 2	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 2	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
神楽田 川 345 - 1270	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	神楽田 川 345 - 1270	今治市 菊間町 西山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	北谷川 346 - 1290 - 3	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 3	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷川 346 - 1274	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	土石流	谷川 346 - 1274	今治市 吉海町 田浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	北谷川 346 - 1290 - 5	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 5	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
泊北谷 川 346 - 1278 - 1	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	泊北谷 川 346 - 1278 - 1	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	北谷川 346 - 1290 - 6	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 6	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
泊北谷 川 346 - 1278 - 3	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	泊北谷 川 346 - 1278 - 3	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	八幡南 川 346 - 1293	今治市 吉海町 八幡 (次の 図のと おり)	土石流	八幡南 川 346 - 1293	今治市 吉海町 八幡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西川 346 - 1281	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	西川 346 - 1281	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	永地川 346 - 1295	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	永地川 346 - 1295	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
狭口谷 川 346 - 1282 - 1	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	狭口谷 川 346 - 1282 - 1	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	田居川 346 - 1297	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	田居川 346 - 1297	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
狭口谷 川 346 - 1282 - 2	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	狭口谷 川 346 - 1282 - 2	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	友毛川 346 - 1300	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	土石流	友毛川 346 - 1300	今治市 吉海町 本庄 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大久保 川 346 - 1283 - 1	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	大久保 川 346 - 1283 - 1	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	南川 346 - 1305	今治市 吉海町 棕名 (次の 図のと おり)	土石流	南川 346 - 1305	今治市 吉海町 棕名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大久保 川 346 - 1283 - 2	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	大久保 川 346 - 1283 - 2	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	中田川 346 - 1306	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	中田川 346 - 1306	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北相田 川 346 - 1284	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	北相田 川 346 - 1284	今治市 吉海町 泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	宇津呂 谷川 346 - 1307	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	宇津呂 谷川 346 - 1307	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北上川 346 - 1288 - 1	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	北上川 346 - 1288 - 1	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	林谷川 346 - 1308	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	林谷川 346 - 1308	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北上川 346 - 1288 - 2	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	北上川 346 - 1288 - 2	今治市 吉海町 福田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	土取川 346 - 1310	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	土取川 346 - 1310	今治市 吉海町 名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

水場上川 346 - 1311 - 1	今治市 吉海町名 (次の 図のと おり)	土石流	水場上川 346 - 1311 - 1	今治市 吉海町名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	立石川 東川 347 - 1328	今治市 宮窪町 早川 (次の 図のと おり)	土石流	立石川 東川 347 - 1328	今治市 宮窪町 早川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
水場上川 346 - 1311 - 2	今治市 吉海町名 (次の 図のと おり)	土石流	水場上川 346 - 1311 - 2	今治市 吉海町名 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西ノ川 上川 347 - 1329	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	西ノ川 上川 347 - 1329	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
正味川 346 - 1312	今治市 吉海町 正味 (次の 図のと おり)	土石流	正味川 346 - 1312	今治市 吉海町 正味 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	峠川 347 - 1332 - 1	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	峠川 347 - 1332 - 1	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
正味西川 346 - 1313	今治市 吉海町 正味 (次の 図のと おり)	土石流	正味西川 346 - 1313	今治市 吉海町 正味 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	峠川 347 - 1332 - 2	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	峠川 347 - 1332 - 2	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西名駒川 346 - 1314	今治市 吉海町 名駒 (次の 図のと おり)	土石流	西名駒川 346 - 1314	今治市 吉海町 名駒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	峠川 347 - 1332 - 3	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	峠川 347 - 1332 - 3	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
名駒川 346 - 1316	今治市 吉海町 名駒 (次の 図のと おり)	土石流	名駒川 346 - 1316	今治市 吉海町 名駒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東下川 347 - 1334	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	東下川 347 - 1334	今治市 宮窪町 余所国 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
名駒西川 346 - 1317	今治市 吉海町 名駒 (次の 図のと おり)	土石流	名駒西川 346 - 1317	今治市 吉海町 名駒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	カレイ 北川 347 - 1335	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	カレイ 北川 347 - 1335	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南浦東川 346 - 1322	今治市 吉海町 南浦 (次の 図のと おり)	土石流	南浦東川 346 - 1322	今治市 吉海町 南浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	瀬戸川 347 - 1339	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	瀬戸川 347 - 1339	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
志津見 西川 346 - 1323	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	志津見 西川 346 - 1323	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	イモホ リ川 347 - 1340	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	イモホ リ川 347 - 1340	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
志津見 川 346 - 1324	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	志津見 川 346 - 1324	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	横手川 347 - 1341	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	横手川 347 - 1341	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
志津見 東川 346 - 1325 - 1	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	志津見 東川 346 - 1325 - 1	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	奥南川 347 - 1346	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	奥南川 347 - 1346	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
志津見 東川 346 - 1325 - 2	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	志津見 東川 346 - 1325 - 2	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	数原上 川 347 - 1347 - 1	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	数原上 川 347 - 1347 - 1	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
志津見 東川 346 - 1325 - 3	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	志津見 東川 346 - 1325 - 3	今治市 吉海町 仁江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	数原上 川 347 - 1347 - 2	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	数原上 川 347 - 1347 - 2	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
立石川 西川 347 - 1326	今治市 宮窪町 早川 (次の 図のと おり)	土石流	立石川 西川 347 - 1326	今治市 宮窪町 早川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	数原下 川 347 - 1348	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	数原下 川 347 - 1348	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

亀坂川 347 - 1349	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	亀坂川 347 - 1349	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
戸代中 川 347 - 1351	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	戸代中 川 347 - 1351	今治市 宮窪町 宮窪 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上ノ地 下川 347 - 1357	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	上ノ地 下川 347 - 1357	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小野谷 川 347 - 1358	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	小野谷 川 347 - 1358	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下浜川 347 - 1359	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	下浜川 347 - 1359	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
立石川 347 - 1360 - 1	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	立石川 347 - 1360 - 1	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
立石南 川 347 - 1361	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	立石南 川 347 - 1361	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
友浦南 川 347 - 1362	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	友浦南 川 347 - 1362	今治市 宮窪町 友浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
長間川 354 - 1498	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	土石流	長間川 354 - 1498	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
寺山川 354 - 1499	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	土石流	寺山川 354 - 1499	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古江川 354 - 1500	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	土石流	古江川 354 - 1500	今治市 大三島 町肥海 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
明日谷 川 354 - 1503	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	土石流	明日谷 川 354 - 1503	今治市 大三島 町明日 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上条谷 川 354 - 1507	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	土石流	上条谷 川 354 - 1507	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
塔円防 川 354 - 1511	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	土石流	塔円防 川 354 - 1511	今治市 大三島 町宮浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

台添川 354 - 1514	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	土石流	台添川 354 - 1514	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東瀧山 川 354 - 1517	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	土石流	東瀧山 川 354 - 1517	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西山田 川 354 - 1520	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	土石流	西山田 川 354 - 1520	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西トマ ガウチ 谷川 354 - 1521	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	土石流	西トマ ガウチ 谷川 354 - 1521	今治市 大三島 町台 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
笠松上 川 354 - 1522	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	笠松上 川 354 - 1522	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
笠松南 川 354 - 1524	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	笠松南 川 354 - 1524	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
笠松下 川 354 - 1525	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	笠松下 川 354 - 1525	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
伊倉川 354 - 1526	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	伊倉川 354 - 1526	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野々江 大川南 川 354 - 1527	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	野々江 大川南 川 354 - 1527	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野々江 奥林川 354 - 1530	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	野々江 奥林川 354 - 1530	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野々江 奥林北 川 354 - 1531 - 1	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	野々江 奥林北 川 354 - 1531 - 1	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野々江 奥林北 川 354 - 1531 - 2	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	野々江 奥林北 川 354 - 1531 - 2	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野々江 下川 354 - 1532	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	野々江 下川 354 - 1532	今治市 大三島 町野々 江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

口総奥川 354 - 1533	今治市大町口総 (次の図のとおり)	土石流	口総奥川 354 - 1533	今治市大町口総 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田中川 354 - 1534	今治市大町口総 (次の図のとおり)	土石流	田中川 354 - 1534	今治市大町口総 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西口総本川 354 - 1536	今治市大町口総 (次の図のとおり)	土石流	西口総本川 354 - 1536	今治市大町口総 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
千田ノ木川 354 - 1537	今治市大町口総 (次の図のとおり)	土石流	千田ノ木川 354 - 1537	今治市大町口総 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
浦戸川 354 - 1540	今治市大町浦戸 (次の図のとおり)	土石流	浦戸川 354 - 1540	今治市大町浦戸 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西浦戸川 354 - 1541 - 1	今治市大町浦戸 (次の図のとおり)	土石流	西浦戸川 354 - 1541 - 1	今治市大町浦戸 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新開谷川 354 - 1542	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	新開谷川 354 - 1542	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥の谷川 354 - 1543	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	奥の谷川 354 - 1543	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西宗方川 354 - 1544	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	西宗方川 354 - 1544	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
数ヶ谷川 354 - 1546	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	数ヶ谷川 354 - 1546	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
数ヶ谷南川 354 - 1547	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	数ヶ谷南川 354 - 1547	今治市大町宗方 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
藤の木川 354 - 1548	今治市大町野々江 (次の図のとおり)	土石流	藤の木川 354 - 1548	今治市大町野々江 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川の谷川 354 - 1549	今治市大町野々江 (次の図のとおり)	土石流	川の谷川 354 - 1549	今治市大町野々江 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
シゲイチ谷川 354 - 1550	今治市大町野々江 (次の図のとおり)	土石流	シゲイチ谷川 354 - 1550	今治市大町野々江 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

寺側川 355 - 1555 - 1	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	寺側川 355 - 1555 - 1	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺側川 355 - 1555 - 2	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	寺側川 355 - 1555 - 2	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岡村西川 355 - 1558	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	岡村西川 355 - 1558	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城ノ谷川 355 - 1559	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	城ノ谷川 355 - 1559	今治市関前岡村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北大下川 355 - 1561	今治市関前大下 (次の図のとおり)	土石流	北大下川 355 - 1561	今治市関前大下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大下川 355 - 1562	今治市関前大下 (次の図のとおり)	土石流	大下川 355 - 1562	今治市関前大下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南大下川 355 - 1563 - 1	今治市関前大下 (次の図のとおり)	土石流	南大下川 355 - 1563 - 1	今治市関前大下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南大下川 355 - 1563 - 2	今治市関前大下 (次の図のとおり)	土石流	南大下川 355 - 1563 - 2	今治市関前大下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、今治土木事務所及び今治市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第984号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
道成川 207 - 1051 - 2	大洲市柳沢 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第985号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大根 207 - I - 11 97(1)	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	大根 207 - I - 11 97(1)	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池岡 207 - I - 12 01(1)	大洲市上須戒（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	池岡 207 - I - 12 01(1)	大洲市上須戒（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤ノ川 207 - I - 12 16(1)	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	藤ノ川 207 - I - 12 16(1)	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷(A) 207 - I - 12 31(1)	大洲市長谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	長谷(A) 207 - I - 12 31(1)	大洲市長谷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
道成 3 207 - I - 27 87(1)	大洲市柳沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	道成 3 207 - I - 27 87(1)	大洲市柳沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
明日香上 207 - I - 10 9(2)	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	明日香上 207 - I - 10 9(2)	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
明日香下 207 - I - 11 0(2)	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	明日香下 207 - I - 11 0(2)	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
露内 425 - I - 14 87(1)	大洲市河辺町川崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	露内 425 - I - 14 87(1)	大洲市河辺町川崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下大成 425 - I - 14 89(1)	大洲市河辺町山鳥坂（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	下大成 425 - I - 14 89(1)	大洲市河辺町山鳥坂（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芝川 207 - 1049	大洲市藤縄（次の図のとおり）	土石流	芝川 207 - 1049	大洲市藤縄（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
土居川 207 - 1050	大洲市田処（次の図のとおり）	土石流	土居川 207 - 1050	大洲市田処（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
道成川 207 - 1051 - 1	大洲市柳沢（次の図のとおり）	土石流	道成川 207 - 1051 - 1	大洲市柳沢（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

正伝寺川 207 - 1086	大洲市菅田町菅田（次の図のとおり）	土石流	正伝寺川 207 - 1086	大洲市菅田町菅田（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中板野川 207 - 1093	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	土石流	中板野川 207 - 1093	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上藤の川 207 - 1097	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	土石流	上藤の川 207 - 1097	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上天貢川 207 - 1108	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	土石流	上天貢川 207 - 1108	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
出来地川 207 - 1115	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	土石流	出来地川 207 - 1115	大洲市菅田町宇津（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
常森川 207 - 1127	大洲市北只（次の図のとおり）	土石流	常森川 207 - 1127	大洲市北只（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
松尾下川 207 - 1134	大洲市北只（次の図のとおり）	土石流	松尾下川 207 - 1134	大洲市北只（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
栄町川 207 - 1146 - 1	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	栄町川 207 - 1146 - 1	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
栄町川 207 - 1146 - 2	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	栄町川 207 - 1146 - 2	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
栄町川 207 - 1146 - 3	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	栄町川 207 - 1146 - 3	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
明日香西川 207 - 1156	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	明日香西川 207 - 1156	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
明日香北川 207 - 1157	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	明日香北川 207 - 1157	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
香田川 207 - 1160	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	香田川 207 - 1160	大洲市平野町野田（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
下松久保川 207 - 1203	大洲市上須戒（次の図のとおり）	土石流	下松久保川 207 - 1203	大洲市上須戒（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上池岡川 207 - 1205	大洲市上須戒（次の図のとおり）	土石流	上池岡川 207 - 1205	大洲市上須戒（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

サキ川 424 - 1338	大洲市 肱川町 山鳥坂 (次の 図のと おり)	土石流	サキ川 424 - 1338	大洲市 肱川町 山鳥坂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
菟の尾 川 424 - 1343	大洲市 肱川町 山鳥坂 (次の 図のと おり)	土石流	菟の尾 川 424 - 1343	大洲市 肱川町 山鳥坂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
菊池川 424 - 1352 - 1	大洲市 肱川町 宇和川 (次の 図のと おり)	土石流	菊池川 424 - 1352 - 1	大洲市 肱川町 宇和川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

菊池川 424 - 1352 - 2	大洲市 肱川町 宇和川 (次の 図のと おり)	土石流	菊池川 424 - 1352 - 2	大洲市 肱川町 宇和川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
-----------------------------	--	-----	-----------------------------	--	-----	-------------

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第986号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社アボトライ	ラポールえびすデイサービス	愛媛県宇和島市恵美須町1丁目3番10号	平成27年6月12日	通所介護
有限会社アボトライ	ラポールえびすショートステイ	愛媛県宇和島市恵美須町1丁目3番10号	平成27年6月12日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第987号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社アボトライ	ラポールえびすショートステイ	愛媛県宇和島市恵美須町1丁目3番10号	平成27年6月12日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第988号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社アボトライ	ラポールえびすデイサービス	愛媛県宇和島市恵美須町1丁目3番10号	平成27年6月12日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第989号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成27年 7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
えひめ南農業協同組合	J A えひめ南訪問入浴介護事業所	愛媛県宇和島市丸之内5丁目5番11号	訪問入浴介護	平成27年6月1日

○愛媛県告示第990号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年7月31日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
えひめ南農業協同組合	J A えひめ南居宅介護支援センター南宇和事業所	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2652	居宅介護支援	平成27年6月1日
きいちごケアプラン合同会社	きいちごケアプラン合同会社	愛媛県宇和島市保手2丁目9番10号	居宅介護支援	平成27年6月3日

○愛媛県告示第991号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年7月31日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
えひめ南農業協同組合	J A えひめ南訪問入浴介護事業所	愛媛県宇和島市丸之内5丁目5番11号	介護予防訪問入浴介護	平成27年6月1日

○愛媛県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	石畳中山線	喜多郡内子町袋口589番3から 同町袋口589番2まで	旧	メートル 8.7~12.7	キロメートル 0.055	
			新	8.7~22.3	0.055	

○愛媛県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	石畳中山線	喜多郡内子町袋口589番3から 同町袋口589番2まで	平成27年7月31日

○愛媛県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1976番から 同町山鳥坂1802番まで	平成27年 7月31日

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般

副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担任意務に関する規程（平成24年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 副知事 <u>仙波隆三</u> ア・イ 省略 2 省略	1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 副知事 <u>長谷川淳二</u> ア・イ 省略 2 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 7月21日	特定非営利活動法人 生命の貯蓄体操普及会	矢 野 順 子	松山市保免西1丁目3番11号	この法人は、広く国民の健康長寿づくりのため、東洋医学の考え方を基礎とした生命の貯蓄体操（日本式気功養生術）の普及等を行い、疾病予防と健康増進に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成27年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（埋立地）の売払い
- (2) 売り払う土地（埋立地）の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
	松山市大可賀三丁目1463番3	雑種地	12,340.72㎡
	松山市大可賀三丁目1461番3	雑種地	9,536.84㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の

規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

ウ 倉庫業者、一般港湾運送事業者または貨物自動車運送事業者または港湾の利用に資する者であること。

エ 本県の長期総合計画に賛同し、本県の方針に従う意思のあること。

オ 松山港の港湾施設を有効に利用し、ひいては本県の産業経済の発展に寄与する意思のあること。

カ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対し十分な防止対策を立て実施する意思を有すること。

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成27年7月31日から平成27年8月17日までの勤務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2691

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成27年8月17日（月）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日時
	平成27年8月7日（金）午後2時
	平成27年8月7日（金）午後3時

(イ) 場所

売り払う土地（埋立地）の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
	平成27年8月27日（木）午前10時
	平成27年8月27日（木）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第2別館5階土木部入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地（埋立地）の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年以内に、売り払う土地を契約書記載の用途以外の用途に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、知事の承認を受けることなく、売り払う土地に係る所有権、地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利又は抵当権、質権その他の担保物権の設定又は移転をしてはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第6号

教育委員長印は、平成27年7月30日限り、廃止した。

平成27年7月31日

愛媛県教育委員会

教育長 井上 正

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 7月31日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（<u>法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。</u>）（以下「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10)・(11) 省略</p> <p>（道路の使用の許可）</p> <p>第19条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>道路においてロボットの移動を伴う実証実験又は人の移動の用に供するロボットの実証実験</u> をすること。</p>	<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車_____</p> <p>_____（以下「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10)・(11) 省略</p> <p>（道路の使用の許可）</p> <p>第19条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験_____</p> <p>_____をすること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程を次のように定める。

平成27年 7月31日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年愛媛県条例第32号）の施行期日は、平成27年 8月 1日とする。